

議会基本条例（素案）に関する市民説明会でいただいたご意見について

（主な質問と回答）

議会基本条例を検討することになった動機は。

平成 20 年 4 月に自治基本条例が施行され、その中には、市民の代表である議会や議員の責務などが明記されました。議会としては、自治基本条例で規定された議会の責務を果たし、市民に開かれた議会、信頼される議会を目指すため、具体的に議会・議員がどう行動すべきなのかを明らかにする必要があると考え、議会・議員の活動原則や市民と議会との関係などを明らかにしていくことにしました。

議会基本条例はなぜ必要なのですか。

市民に開かれた議会、信頼される議会を目指すためには、二元代表制の一翼を担う議事機関として、広域化した地域の課題や市民意見の把握、市民への説明責任を果たすとともに、活発な議論を交わしながら地域の実情にあった政策を立案することが必要です。また、今まで市議会が行ってきた様々な議会改革・議会活性化の動きを後退することなく、継続して議会改革を行っていく必要があります。

そこで議会としては、市の最高規範である自治基本条例との整合を図りながら、議会のあるべき姿やその責務を十分に果たしていくための取り組みなどを条例という形で市民の皆さんに明らかにし、たとえ議会の構成が変わってもこれを担保しようと考えました。

どういう議論からこの条例が検討されたのですか。この議会基本条例により、議会はどこがどう変わるのですか。

この条例の素案を検討するにあたり、委員間で当市議会の現状と課題について協議しました。委員からは、「二元代表制であるにもかかわらず、議会の役割を執行機関の補完、追認の役割に限定しがちである」、「市民の多様な意見を聴き、市政に反映させる点が不十分である」、「議員同士の議論なくして議会としての決定はないはず、議員間の自由な討論が重要である」、「議案や請願・陳情の審査に関し、その議論の過程や結果について、市民への説明が不足している。」などの意見がありました。

そのような現状や昨今の自治体議会をとりまく環境を踏まえ、これまでの取り組みをより一層進化させることや変えていかなければならないことを整理して条例に盛り込みました。

その中で、主な点をピックアップすると「賛否の公表（議決した責任を持つこと）」、「市民意見の反映（市民の声を聴き政策立案・提言につなげていくこと）」、「説明責任（審議結果を直接市民の皆さんに伝えること）」、「議員間討議（議論を尽くし、論点・争点を明らかにすること）」、「市長の反問（議員と市長の緊張関係を保つこと）」の 5 つ

を議会が変わる主なポイントとして市民の皆さんにお示しました。

詳しく説明すると以下のとおりです。

- ・今まで公表していなかった議員別の賛否の状況をお知らせすること。
- ・議会として議会報告会を定期的に行っていますが、市民の意見を直接聴く機会（市民との意見交換会）を28の地域自治区で開催すること。
- ・請願や陳情について、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けること。さらに、審査結果等を提出者にお知らせすること。
- ・その意見交換会を企画運営する広報広聴委員会を議会内に新設すること。
- ・市民の意見や議員・会派からの提言について、議会で方針を協議する課題調整会議や専門的に検討する政策検討会議を新設し、政策提言・政策立案していくプロセスを確立すること。
- ・今までの委員会では、市長等に対する質問が中心であったが、委員（議員）同士が市政の課題について議論し合う議員間討議の機会を積極的に設け、二元代表制の一翼を担う議会として政策立案や政策提言を積極的に行っていくこと。
- ・議会審議における緊張関係を保ち、活発な議論を図るため、委員会や一般質問の場において、市長等の議員への反問を認めること。

検討段階において、なぜ公募市民を入れて検討してこなかったのですか。

公募市民を含めての検討も論議しましたが、この条例は、議会の内部統制的な性格を持っているため、まずは、現在の議会の活動実態を熟知している議員が、問題点や改善方法を自ら考えながら検討作業を進めるのが一番良いのではないかと判断し、検討を進めてきました。議員自身の考えがきちんと整理され、ある程度市民に説明ができるようになった時、市民説明会やパブリックコメントなどで市民の意見を聴き、それらを反映させていくことを考えていたため、公募しなかったものです。

なお、素案の検討段階でも、自治基本条例にうたわれている議会、市民、市長の権限や責務などを尊重して、整合を図りながら取り組んできましたので、市民の皆さんの意向は、自治基本条例を通じて間接的に議会基本条例の中に反映されていると理解しています。

今後の策定スケジュールは。

市民説明会でいただいた市民の皆さんの意見を検討委員会で議論し、素案に反映させたうえで最終（案）を議長に答申します。それをもって議会としてパブリックコメントを行い、9月定例会もしくは12月定例会に提案する予定にしています。

第5条第3項で「会派は、会派活動について、市民に対して説明するよう努めるものとする。」とあるが、努めるということではやってもやらなくてもよいのですか。

この規定は、議会・議員の活動原則で市民に対する説明責任を定めたことと同様に、会派としても市民に対し説明責任を果たすよう努めることを定めたものです。

現在、十分とはいえませんが、新聞等のメディアを通じて会派の議会報告や市民との意見交換会を行っている会派もあります。努力規定ではありますが、これを条例に盛り込むことで会派の取り組みが強化されていくことを期待しています。

第7条第3項で会議を原則公開としているが、公開しない場合もあるのですか。

議会は、透明性の確保等の観点から、すべての会議を公開すべきではありますが、議会に秘密会という制度があるため、原則公開としたものです。

秘密会とは、地方自治法第115条議事の公開の原則及び秘密会の規定に基づいて秘密会とした場合（出席議員の2/3以上の多数の議決によるもの）、委員会条例に基づき非公開で会議を行うものです。具体的には、外部に知られることにより十分な審査が期待できないとき、個人情報など、内容が知られることにより、第三者の利益や名誉を害し、基本的人権の尊重に抵触する恐れのあるときがそれにあたります。

第7条第4項で「議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するように努める」としているが、「公表する」としてはどうか。

この条例では、議案等に対する議員個人の賛否について、議会だより等で公表するように努めることを定めています。なお、議会制度上、無記名投票による採決もあることから、すべての賛否を公表できないため、努力規定としています。

議会に陳情を提出したが、不採択となり、その理由も示されなかった。この条例でどう変わるのですか。（請願・陳情の今後の取り扱いはどうなるのか。）

議会が変わるポイントとして「説明責任…審議結果を市民の皆さんに伝えます」としているとおり、請願や陳情を審査した所管委員会は、第2条議会の活動原則の第2号に基づき、今後はその採否の理由等を提出者に示していくことになると考えています。

請願・陳情の提出者の意見を必要に応じて聴くことができるとなっているが、もっと前向きに聴くという姿勢にならないのですか。

請願・陳情には、国に意見書を出して欲しいという国政レベルのものや市長の権限が及ぶ市政レベルのものまで内容は多岐にわたりますが、提出された書面（請願・陳情書）からその中身が理解できるものもあることから、まずは受理をした議会側でその内容の判断をさせていただくという意味があります。

さらに、請願の場合は、紹介議員がつくことになっていますので、その内容については、紹介議員が責任をもって説明をつくすことになることから、必ずしも全ての案件で意見を聴く必要はないものと判断し、「必要に応じて」と表現しました。

いずれにしても、請願・陳情は、市民の大切な意見でもあり、ひとつの政策提言でもあると認識しているので、提出者からの申し出があった場合は、その必要性を所管委員会が判断して対応していきます。

予算・決算に関する市民の意見・要望を聴く機会をつくってほしい。

この条例の中では、議会に議案として提案された予算や決算、条例案について、会期中に市民の意見をお聴きするという具体的な仕組みまでは検討していません。

議会に行政側から議案や資料が配布されるのは、開催日の 8 日前であり、その日から議員は議案等に目を通し、本会議開催後に委員会で詳細に審議することになります。現在の会期日程の中で、委員会審査の前後、もしくは委員会中に市民の意見を聴く機会を設け、それを議案に反映させることは日程的にも難しいものと判断します。

予算、決算に対する要望については、議会報告会や広報広聴委員会が企画する意見交換会の際に、要望や意見として出していただくほか、議員や会派を通じて意見や要望をいただくことで、対応したいと考えています。

市民との意見交換会を 4 年間で 28 会場としているが、もっと増やしてほしい。

4 年間で最低でも 28 の地域自治区で開催し、ご意見やご要望をお聴きするという目標を設定したところです。状況を見ながら年間回数を増やすことも考えられますが、初めて議会として取り組むことであり、この目標でまずは取り組んでいきたいと考えています。なお、各区で行う意見交換会は、当該区の市民のみを対象とするものではありませんので、ご都合がつけば多くの会場にご来場ください。

市民の意見や要望を受け付ける窓口を広報広聴委員会に一本化してはどうですか。

市民の意見や要望の受付窓口を広報広聴委員会に一本化してしまうと、これまでの会派や議員個人、議会ポストなど様々なルートでお寄せいただいていたものが、極めてせまい範囲になってしまう懸念がありますので、広報広聴委員会が一元的に受け付けることは考えていません。

附属機関の設置について、市民が参加する機会を条例に盛り込んでほしい。

この規定に基づき設置される附属機関には、当然のことながら自治基本条例第 21 条の規定が適用されることとなり、その構成員には原則として公募の市民も含まれることとなります。

条例を見直す場合、公募市民を入れて見直しを行うようにしてはどうか。

条例の見直しにあたっては、必要な措置を講ずると規定しています。必要な措置の中には、議会自ら何をどう見直すのかを検証し、その案をもって市民の皆さんにご意見を伺う機会を設けることも含まれています。

また、内容によっては、一般市民や学識経験者を交えた附属機関を設置して検討する場合も想定しています。

市長が反問権を持つと、議員の勉強や能力は相当必要になるが、どう考えているか。

反問権は、市長等が議員からの質問に対し、その趣旨の確認や逆質問できるという権利です。

この権利を市長等に付与することにより、議員個人が今まで以上に質問内容をしっかりと研究することが求められ、それにより質問内容が充実するとともに論点が明確になり、市民にわかりやすい議会または議会の活性化につながるものと考えています。